

令和 3 年 度

八代市議会総務委員会記録

審 査 ・ 調 査 案 件

- 1. 9月定例会付託案件 2
 - 1. 所管事務調査 2 2
-

令和 3 年 1 0 月 1 8 日 (月曜日)

総務委員会会議録

令和3年10月18日 月曜日

午前10時00分開議

午後 0時10分開議（実時間120分）

○本日の会議に付した案件

1. 議案第108号・令和3年度八代市一般会計補正予算・第7号（関係分）
1. 議案第109号・八代市過疎地域持続的発展計画の策定について
1. 議案第110号・辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について
1. 議案第116号・訴訟上の和解について
1. 議案第113号・八代市庁舎内市民交流エリア条例の制定について
1. 議案第111号・八代市防災行政無線施設の設置及び管理に関する条例の廃止について
1. 議案第112号・八代市個人情報保護条例及び八代市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について
1. 議案第114号・八代市過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の制定について
1. その他
 - ・「コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書」議決の要請について
1. 所管事務調査
 - ・行財政の運営に関する諸問題の調査
 - ・総合計画の策定推進等に関する諸問題の調査（物品・委託等に係る電子入札の導入について）
（第11次八代市交通安全計画について）

○本日の会議に出席した者

委員長 古嶋津義君
副委員長 高山正夫君
委員 田方芳信君
委員 橋本貴喜君
委員 堀徹男君
委員 村川清則君
委員 山本敬晃君

※欠席委員 君

○委員外議員出席者中発言の許可を得た者

君

○説明員等委員（議）員外出席者

財務部長 尾崎行雄君
財務部次長 岩瀬隆敏君
財産経営課長 山本浩司君
理事兼資産税課長 機智三郎君
契約検査課長 岩崎伸一君
総務企画部
企画政策課長 辻田美樹君
企画政策課長補佐 橋口伸一君
企画政策課企画係主査 瀬戸口渉君
危機管理課長補佐 岩田剛君
デジタル推進課長 鋤田敦信君
市民環境部
市民活動政策課長
（消費生活センター所長兼務） 吉井光博君

○記録担当書記 村上政資君

（午前10時00分 開会）

○委員長（古嶋津義君） 定刻となり、定足数に達しましたので、ただいまから総務委員会を開会いたします。

本日の委員会に付します案件は、さきに配付してあります付託表のとおりであります。

◎議案第108号・令和3年度八代市一般会計補正予算・第7号（関係分）

○委員長（古嶋津義君） まず、最初に、予算議案の審査に入ります。

議案第108号・令和3年度八代市一般会計補正予算・第7号中、当委員会関係分を議題とし、説明を求めます。

それでは、歳入等及び歳出の第2款・総務費について、財務部から説明をお願いします。

○財務部長（尾崎行雄君） 皆様、おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）財務部の尾崎でございます。

本日、総務委員会に付託されました議案につきまして、まず、予算議案の第108号・令和3年度八代市一般会計補正予算・第7号の歳入及び歳出の総務費を岩瀬財務部次長が説明いたします。

また、事件議案の第109号と110号、116号及び条例議案の第111号から114号までの7つの議案につきましては、関係各課長が説明いたしますので、よろしく願いいたします。

○財政部次長（岩瀬隆敏君） おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）財務部の岩瀬でございます。よろしく願いいたします。失礼しまして、着座にて説明させていただきますと思います。

それでは、別冊となっております議案第108号・令和3年度八代市一般会計補正予算・第7号をお願いいたします。総務委員会付託分について説明いたします。

1ページをお願いいたします。

まず、第1条、歳入歳出予算の総額でございますが、歳入歳出それぞれ8億410万円を追加し、補正後の総額を歳入歳出それぞれ696億4050万円としております。

また、第2条で繰越明許費を、第3条で地方債の補正をお願いしておりますが、内容につき

ましては、4ページと5ページの表で説明いたします。

それでは、4ページをお願いいたします。

まず、第2表、繰越明許費でございますが、本年度内の完了が見込めない事業につきまして繰越明許費の設定を行っております。上段の款2・総務費から、項1・総務管理費の坂本支所庁舎解体事業（豪雨災害）で1億7582万5000円、坂本コミュニティセンター解体事業（豪雨災害）で1億3400万円、次の款6、項1・商工費のかわまちづくり推進事業で7000万円、次の款7・土木費、項5・都市計画費のグリーンパークさかもと解体事業（豪雨災害）で1500万円、項6・住宅費の坂本駅前団地解体事業（豪雨災害）で4500万円を設定しておりますが、いずれも本年度内の完了が見込めないことから、繰越明許費の設定をしたところでございます。

次の第3表、5ページになりますが、第3表でございますが、上段の土地改良事業では、補正前の1億750万円に610万円を追加し、補正後の限度額を1億1360万円としております。

次の観光施設整備事業では、5240万円に6650万円を追加し、補正後の限度額を1億1890万円、次の道路整備事業では、8億9730万円に2100万円を追加し、補正後の限度額を9億1830万円、最後の災害復旧事業では、79億280万円に3億5560万円を追加し、補正後の限度額を82億5840万円としております。なお、詳しい内容は後ほど歳入、款22・市債で説明いたします。

それでは、歳入の内容を説明します。

9ページをお願いいたします。

款11、項1、目1、節1・地方交付税で3451万9000円を追加しております。今回の補正予算の一般財源でございます。

次の款15・国庫支出金、項1・国庫負担

金、目2・衛生費国庫負担金、節1・保健衛生費負担金で、新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金1億4500万円を追加しております。これは現在進めております新型コロナウイルスワクチン接種において、当初見込みより接種者数が増えたことなどによる経費増分に係る国の負担金で、負担率は10分の10でございます。

次の項2・国庫補助金、目1・総務費国庫補助金、節1・総務管理費補助金で、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金5003万4000円は、労働者と雇用主のマッチングを図る八代市緊急就職促進奨励事業に要する経費や、小・中・特別支援学校の教師用タブレット端末の整備やイヤホン等を配付する経費及び博物館におけるオンライン配信用の環境整備に係る国の交付金でございます。

次の目2・民生費国庫補助金、節1・社会福祉費補助金で、地域介護・福祉空間整備等交付金773万円は、地域介護・福祉空間整備等交付金事業として、小規模多機能ホームこうだが非常用自家発電機を設置する経費に定額で補助する国の交付金で、交付率は10分の10でございます。

次の目4・土木費国庫補助金、節3・住宅費補助金で、既設公営住宅再編事業補助金1231万4000円は、令和2年7月豪雨により被災した坂本駅前団地の解体に要する経費の一部を補助する国の補助金で、補助率は10分の4.5でございます。

次の目5・教育費国庫補助金、節4・社会教育費補助金で、文化芸術振興費補助金96万8000円は、博物館の新型コロナウイルス感染症対策に要する経費の一部を補助する国の補助金で、補助率は2分の1でございます。

款16・県支出金、項2・県補助金、目1・総務費県補助金、節1・総務管理費補助金で、5898万3000円を追加しております。こ

のうち新型コロナウイルス感染症対応総合交付金4381万2000円は、先ほどの款15・国庫支出金でも触れました小・中・特別支援学校の教師用タブレット端末の整備やイヤホン等を配付する経費の一部を補助する県の交付金で、交付率は2分の1でございます。

次の豪雨被災者等支援交付金1517万1000円は、令和2年7月豪雨災害において、球磨川河口域の航路に堆積した土砂が漁船等船舶の航行を妨げ、支障が生じていることから、八代漁協が事業主体となって堆積土砂の作濤を行う漁船等航路復旧支援事業に要する経費の一部や、被災した坂本町瀬戸石地区の瀬戸石大明神と上荒瀬地区の水天宮の再建を支援する地域コミュニティ施設等再建支援事業に要する経費の一部、及び令和2年7月豪雨被害からの早期復旧と被災者の負担軽減を目的とした被災宅地復旧支援事業や被災私道復旧支援事業に要する経費を補助する県の交付金で、交付率はそれぞれ2分の1及び10分の10でございます。

その下、目2・民生費県補助金、節2・児童福祉費補助金の保育対策総合支援事業補助金550万円は、保育士の事務負担軽減及び保育の質の向上を図るため、ICTの導入に必要な環境整備と機器購入に当たり、公立保育園10園及び私立保育園2園の経費の一部を補助するもので、補助率は、公立2分の1、私立3分の2でございます。

次の目4・農林水産業費県補助金、節1・農業費補助金で582万7000円を追加しております。このうち、がまだす里モン支援事業補助金25万円は、農山漁村地域の活性化のため、住民主体の地域活動を行う八代二見定住促進協議会が新たな特産品や観光拠点づくりにつなげるため、耕作放棄地にレモンを植樹し、レモンロードを整備する経費の一部を補助する県の補助金で、補助率は2分の1でございます。

次の強い農業・担い手づくり総合支援交付金

536万1000円は、令和2年7月豪雨により農業被害を受けた、二見地区4件、坂本地区6件、泉地区1件の農業者がトラクターや農業用倉庫等の再取得や修繕に要する経費の一部を補助する県の交付金で、交付率は9分の7でございます。

次の熊本県農業農村整備事業補助金21万6000円は、八代平野南部土地改良区及び麦島土地改良区が実施する農業農村整備事業に対して経費の一部を補助する県の補助金で、交付率は5分の4でございます。

その下、目9・商工費県補助金、節1・商工費補助金で、392万5000円を追加しております。このうち、集落サポートプロジェクト事業補助金289万5000円は、令和2年7月豪雨により被災した坂本町における買物支援及び生活交通の維持・確保を図るため、無料コミュニティバスの運行に要する経費を補助する県の補助金で、補助率は10分の10でございます。

次の熊本県県民の未来につなぐ森づくり事業補助金103万円は、森林公園の整備や機能充実を図るため、樅木吊橋と公園の森の補修に要する経費を補助する県の補助金で、補助率は10分の10でございます。

続いて、款19・繰入金、項1・基金繰入金、目8、節1・まちづくり交流基金繰入金で250万円を追加しております。これは空き家の利活用促進のため、不要物の撤去及び改修工事等に要する経費の一部を補助する八代市空き家バンク活用促進事業補助金の申請件数が当初の予定を上回る見込みのため、増額経費に充てるものでございます。

次の目19、節1・財政調整基金繰入金では、2410万円を追加しております。新型コロナウイルス感染症対策事業として、ふれあいセンターいずみ、東陽交流センター、さかもと温泉センターの支援及び補償に要する経費に

充てるものでございます。

続いて、11ページの款21・諸収入、項4、目5、節8・雑入で350万円を追加しております。これは将来にわたって地域の農地利用等を担う経営体を確保するため、中心経営体等から経営を継承した後継者7件が機械装置の購入などに要する経費の一部を補助する、全国農業会議所からの補助金でございます。

次の款22、項1・市債、目4・農林水産業債、節1・農業債で、団体営区営土地改良事業610万円は、八代平野北部土地改良区及び八代平野南部土地改良区が実施する土地改良事業の経費の一部に充てるもので、充当率90%の一般補助施設整備等事業債でございます。

次の目5・商工債、節1・観光債で、かわまちづくり推進事業6650万円は、平成27年3月に国の登録を受けたかわまちづくり計画に基づき、令和元年度から遥拝八の字広場を整備しておりましたが、令和2年7月豪雨により再整備が必要となりました。今回、国施工分の工事が令和4年3月までに完了する見込みが示されたため、本市施工後についても併せて施工することから、その施工に要する経費の一部に充てるもので、充当率95%の合併特例債でございます。

次の目6・土木債、節1・道路橋梁債で、市内一円道路整備事業2100万円は、梅雨前線及び8月の大雨により、市道温泉センター線のり面のモルタル吹きつけに空洞やクラックが発生していることから、のり面修繕に要する経費に充てるもので、充当率100%の緊急自然災害防止対策事業債でございます。

次の目9・災害復旧債、節2・その他公共・公用施設災害復旧債3億4060万円の内訳は、坂本支所庁舎解体事業1億7400万円、坂本コミュニティセンター解体事業1億3400万円、坂本駅前団地解体事業3260万円及び、節4・公共土木施設災害復旧債1500万

円は、グリーンパークさかもと解体事業であり、いずれも令和2年7月豪雨により被災した施設の解体に要する経費に充てるもので、充当率100%の災害復旧事業債でございます。

以上が歳入の説明でございます。

続いて12ページをお願いいたします。歳出でございます。

款2・総務費、項1・総務管理費、目4・財産管理費では、坂本支所庁舎解体事業（豪雨災害）として1億7582万5000円。1つ飛ばしまして、目9・コミュニティセンター費では、坂本コミュニティセンター解体事業（豪雨災害）として1億3400万円を追加しております。これは先ほど歳入の市債で申しましたとおり、令和2年7月豪雨により被災した庁舎及びコミュニティセンターの解体に要する経費でございます。

なお、冒頭、第2表、繰越明許費で申しましたように、この事業につきましては、いずれも本年度内の完了が見込めないことから、繰越明許費を設定したところでございます。

申し訳ありませんが、1つ戻って、目6・情報推進費では、デジタル化推進事業として30万円を追加しております。これは住民から行政への問合せにAIが回答するAIチャットボットを、熊本県と参加市町村との共同調達で導入する経費でございます。

以上で説明を終わります。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○委員長（古嶋津義君） それでは、以上の部分について質疑をいたします。質疑ありませんか。

○委員（田方芳信君） すみません、4ページの解体ができなくて延びた理由ちゅうのはどういう理由ですかね。来年に繰り越さないかんかった理由。解体。

○財務部長（尾崎行雄君） 解体自体が延びたわけではありませんで、今回予算化しまして、

工期がですね、どうしても、一番長いのは7か月ぐらいかかるというのと、1億5000万超えてる分についてはですね、次の議会で議決をしていただかないといけないということで、ちょっと年度内完了が難しいという状況でございます。（委員田方芳信君「不落とかそういったやつじゃないわけですよ」と呼ぶ）じゃないです。まだ。（委員田方芳信君「今からちゅうことね」と呼ぶ）予算を今から、今回お願いしてる分です。（委員田方芳信君「分かりました」と呼ぶ）

○委員長（古嶋津義君） よろしゅうございませうか。

○委員（田方芳信君） はい。

○委員長（古嶋津義君） ほかにありませんか。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（古嶋津義君） なければ、以上で質疑を終了します。

意見がありましたら、お願いいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（古嶋津義君） なければ、これより採決いたします。

議案第108号・令和3年度八代市一般会計補正予算・第7号中、当委員会関係分については、原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（古嶋津義君） 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。

執行部入替えのため、小会いたします。

（午前10時23分 小会）

（午前10時24分 本会）

○議案第109号・八代市過疎地域持続的発展計画の策定について

○委員長（古嶋津義君） それでは、本会に戻します。

次に、事件議案の審査に入ります。

まず、議案第109号・八代市過疎地域持続的発展計画の策定についてを議題とし、説明を求めます。

○企画政策課長（辻田美樹君） 皆さん、おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）企画政策課の辻田と申します。それでは、着座にて説明させていただきます。

議案第109号・八代市過疎地域持続的発展計画の策定について御説明いたします。

議案として冊子をお配りしておりますが、概要をまとめました資料、こちら、八代市過疎地域持続的発展計画の策定についての資料により説明をさせていただきたいと思っております。

本市における過疎対策につきましては、産業の振興や生活環境の整備など、これまで様々な対策を講じさせていただいております。

過疎対策の根拠法であります過疎地域自立促進特別措置法が令和3年3月末で期限を迎えたことから、過疎地域の総合的かつ計画的な対策を実施するための新たな法律として、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法が本年4月に制定されております。

これに伴いまして、平成28年3月に策定しました八代市過疎地域自立促進計画の計画期間も、法の期限に伴い、令和2年度をもって終了したことから、このたび、過疎地域における持続可能な地域社会の形成と地域活性化等の取組を積極的に推進していくため、新たな過疎法に基づき、令和3年度から7年度までの5か年を計画期間とした八代市過疎地域持続的発展計画の策定を行うものでございます。

本計画に登載された事業につきましては、充当率100%、交付税措置率70%と有利な地方債である過疎対策事業債の活用や、国庫補助率のかさ上げ、地方税の課税免除等に伴う減収補填措置を受けることができるとされております。

次に、1、対象地域と計画内容についてです。

過疎地域とは、市町村の財政力指数や一定期間における人口減少率などを基準に市町村単位で指定されるもので、市町村合併があった場合には、旧町村単位での指定など特例措置が講じられております。

本市は、いわゆる一部過疎として指定されており、旧坂本村、旧東陽村、旧泉村の3つの地域が指定されており、市の過疎計画につきましては、県が定める過疎地域持続的発展方針に基づき策定することとされております。

次に、2、計画の構成につきましては、①基本的な事項、②過疎法で実施すべき施策として位置づけられている11の事項、③その他地域の持続的発展に関し必要な事項を定めることとされております。その詳細につきましては、後ほど別の資料で説明をさせていただきます。

次に、3、計画策定の考え方につきましては、地域の特性に応じた施策の基本的方向性と、そのためのハード、ソフト両面からの事業を掲載することとしております。

過疎対策事業債を財源とする事業や国庫補助事業の掲載は必須となっており、過疎法の目的に合致するものは幅広く掲載しております。

現時点で事業実施が予定されているものを掲載しておりますが、今後突発的な事業や坂本町の復興の進捗に応じた事業等を実施する場合には、計画変更により、随時対応を行うこととしております。

次に、4、策定スケジュールにつきましては、これまでにパブリックコメントや県との協議を経まして、9月に計画案の決定を行っております。本計画につきましては、過疎法の規定により議会の議決を経る必要がございますので、今回議案として提案させていただいております。

なお、議案第110号・辺地に係る公共的施

設の総合整備計画につきましても、この過疎計画と同時並行で策定を進めているところです。

それでは、計画の具体的な内容について、2枚目にA3の横型の資料、こちらをつけております。施策別の主な事業内容についてということで、このA3の資料を基に説明をさせていただきます。

表に整理しておりますが、本計画は、1、基本的な事項から13、その他地域の持続的発展に関し必要な事項までの13項目で構成しております。5年間の計画期間内で実施する予定のハード及びソフト事業の掲載を行っております。

まず、1、基本的な事項についてですが、こちらでは、本市の概要や人口の推移、行財政の状況のほか、計画の基本方針や基本目標、各施策のSDGsとの融和について記述しております。この基本方針では持続的発展のための過疎対策のほか、坂本町の復旧・復興についても併せて取り組んでいくこととしております。

また、基本目標につきましては、今回の計画から新たに策定することとされておりますので、総合計画や総合戦略に掲げます人口に関する目標に準じて設定しております。

次の2、移住・定住・地域間交流の促進、人材育成以降が、分野・施策ごとの具体的な事業内容となっております。

新過疎法や県の方針により、2の移住・定住や、4の地域における情報化、12の再生可能エネルギーの項目など、新たに設定された分野もありますが、旧計画で包含されているものもありますので、これまで取り組んできた施策を基本に、今後実施が予定されている事業を幅広く記載しているところでございます。

本日は、時間の都合もございまして、特徴的なものを抜粋して紹介させていただきたいと思っております。

2、移住・定住・地域間の交流の促進では、

地域おこし協力隊の導入や、氷川町、芦北町と連携した定住自立圏における移住定住に関する情報の発信を強化することとしております。

3、産業の振興では、4点目に記載しておりますけれども、リモートワーク等に対応した環境整備として、ワーケーション等にも対応した遊休市有施設の改修工事を行い、過疎地域における企業誘致の推進を行っていくこととしております。

4、地域における情報化では、本市が進めておりますスマートシティやつしろの実現に向け、主に情報基盤の整備に取り組んでいくこととしております。

次に、5、交通施設の整備、交通手段の確保では、具体的な事業として一番下に記載しておりますが、高速道路への交通アクセスと地域の強靱化の確保のため、坂本スマートインターチェンジの設置に向けた取組を進めていくこととしております。

最後の13、その他の項目になりますが、ここでは被災した坂本支所やコミュニティセンターの早期再建、泉支所周辺施設の公共的施設の整備について記載しております。

その他、計画本編につきましては、お配りしております冊子に施策ごとに詳細を取りまとめておりますので、改めて御確認をお願いいたします。

先ほども申し上げましたが、本計画につきましては、現時点で予定されている事業について記載しておりますので、今後突発的な事業など事業追加の必要性が出てきた場合には、計画の変更により随時対応してまいりたいと考えております。

加えまして、事業の実施に当たりましては、事業の緊急性や財政状況などを考慮しながら実施してまいります。

以上で、議案第109号・八代市過疎地域持続的発展計画の策定についての説明とさせていただきます。

たきます。御審議のほど、よろしくお願ひいたします。

○委員長（古嶋津義君） それでは、以上の部分について質疑を行います。質疑はありませんか。

○委員（堀 徹男君） 本編のほうをですね、事前にちょっと読ませていただいたんですけど、計画の策定に当たってですね、一番たくさんフレーズが出てくるのがですね、公共施設等総合管理計画との整合というのが、どの章にもですね、うたわれているんですね。

今回、坂本支所、それからコミュニティセンターあたりは、当然その計画の公共施設等総合管理計画の中にですね、個別計画でうたってあったかと思えますけど、その計画あたりとのですね、整合を取るに当たって、どれぐらいのその把握をされてるのかなという部分をですね、ちょっと知りたいなと思ったんですね。この計画を立てる、どれぐらいすり合わせというか、この計画、こちらの計画を立てられるに当たって、その公共施設等総合管理計画との整合を図る、すり合わせというか、既にどこかまではできているのかなという。となればですね、御教示いただきたいなと思えますけれども。

○委員長（古嶋津義君） どなたが答弁されますか。

○企画政策課企画係主査（瀬戸口渉君） お答えいたします。

公共施設等総合管理計画のほうでですね、第1期、第2期、第4期とか、10年ごとに計画を示されているかと思えますけれども、第1期でですね、施設ごとに、今、検討廃止とか、改修とか、大規模改修とか、そういった方向性が示されておりますので、そういった方向性に基づきですね、事業のほうを計画しております。

以上です。

○委員（堀 徹男君） 本編のですね、資料の計画書の中の11ページ目ですね、しっかりう

たっているんですね。（8）番、11ページの（8）番ですね、公共施設等総合管理計画との整合ということですね。そちらの総合管理計画のほうもですね、まだ個別計画等々で、もうたくさんその該当する地域にはですね、出てると思うんですね。そことのその計画の整合を取るということでもありますので、具体的にもう少し、例えば、先ほどおっしゃったように遊休施設のですね、地域のコミュニティー施設あたりをどういうふうにも有効活用していくのかというのですね、どれぐらいお考えになられているのかなというのをですね、少しちょっと知りたかったなというふうに思いましたので聞いてみました。

○委員長（古嶋津義君） 答弁ありますか。

○企画政策課長（辻田美樹君） 八代市公共施設等総合管理計画と、あと過疎地域の公共施設等につきましては、ちゃんと連携を図りまして、堀議員から御提案いただいたとおり、検討を進めてまいりたいと思っておりますので、今後ともよろしくお願ひいたします。御意見ありがとうございました。

○委員長（古嶋津義君） 堀委員、よろしいですか。

○委員（堀 徹男君） はい。

○委員長（古嶋津義君） ほかにありませんか。

○委員（山本敬晃君） 地域おこし協力隊事業を行いたいということだと思っておりますけども、これ、今までは八代市は地域おこし協力隊の事業ってなかったんでしょうか。勉強不足なのでちょっと教えてください。

○企画政策課長（辻田美樹君） 過去に泉地域のほうで地域おこし協力隊を導入した経緯がありました。今回、坂本地域のほうで導入を予定して、今ちょうど募集中であるところです。

○委員長（古嶋津義君） よろしいですか。

○委員（山本敬晃君） その募集中、私、まだ

勉強不足で、募集中のその地域おこし協力隊員の待遇というのはどういったものになるのでしょうか。

○企画政策課長補佐（橋口伸一君） 企画政策課の橋口でございます。よろしく願いいたします。

待遇としましては、月額報酬ですが、16万960円から月給として支払うこととされております。そのほか、通勤距離に応じて、通勤費相当の額が支給されます。一定以上の任用期間、勤務時間の方につきましては、期末手当等を支給する形で募集をかけているところでございます。

以上、お答えといたします。

○委員（山本敬晃君） その任期というのは何か限定されているんですかね。あと、その通勤費ということは、その坂本町、町内に住まなくてもいいということですか。

○企画政策課長（辻田美樹君） 地域おこし協力隊員、坂本町のほうでは、会計年度任用職員として募集をしております。

あと、坂本町に住むことを一応条件にはしておりますけれども、住居と支所との距離等に応じて通勤手当が発生する場合にはということを考えております。

○委員（山本敬晃君） 今もう募集は開始されてるのかな。

○企画政策課長（辻田美樹君） 今既に募集をしております、最初、6月から8月までだったかな。一度募集したんですけれども、そこでちょっと採用がなかったものですから、延期しまして、10月末まで、また再募集を延長しております。

○委員（山本敬晃君） 私もその地域おこし協力隊のですね、方と、いろんな市町村の方と、ちょっといろいろお会いしたりとかしてですね、ちょっとお話したことあるんですけども、あと市役所のほうでそういう地域おこし協

力隊を募集しているところの担当課の方ともお話をする中でですね、やはりなかなか手を挙げる人がいない。今お話があったように、募集されたんですけど、なかなか応募する方がいらっしやらないというところなんですけども。

やはり私も坂本町のですね、発展のために、若い方とかですね、そういう何か都会で働かれた方とかを多分狙っての募集されていると思うんですけども、なかなかほかの市町村もですね、その地域おこし協力隊、募集されてて、なかなか人材を獲得競争といいますか、やっぱりいい人がですね、来てもらうためには、ある程度の待遇がですね、必要だと思っているんですよ。

その中で、月額16万9060円だったりというのがあると思うんですけども、そういったところの待遇、もし、また募集しても応募がなかった場合に、そういった待遇もちょっと上げるとか、そういったところは検討されますでしょうか。

○企画政策課長（辻田美樹君） 今実際、応募がなかなかないというところで、例えば業務の内容ですとか、委員おっしゃったような待遇につきましては、また検討をさせていただきたいと考えております。

○委員（山本敬晃君） この募集して、応募が例えば10月末までない場合というのは、まず、延長とか、そういうのをされる予定があるんですか。

○企画政策課長（辻田美樹君） また期限を延長するですとか、来年度、また再度募集をするですとか、その辺りを検討しております。

○委員（山本敬晃君） 最後に、今、その募集をされてるその広報といいますか。例えばホームページ等に載せられてるとかね。あと、どういったところにそういう広報、こういう募集をしてるというのをされているのかをちょっとお聞きしたい。

○企画政策課長（辻田美樹君） 八代市のホームページ、あと広報、それとあと全国的な地域おこし協力隊のサイトがございますので、そちらのほうに記事を出ささせていただいております。また、坂本地域の、地域の広報ですかね。地域の市報と一緒に配られる情報がありますよね。あちらのほうに例えば地元に住まわれる方の身内の方ですとか、その辺り、Uターンの需要とかも見込んでそちらのほうにも記事を上げたり、また、全国の中で地域おこし協力隊になりたいという方が登録されてるサイトがありますので、地域おこし協力隊を希望されてる人にダイレクトメールを送ったりといったことをしております。

○委員長（古嶋津義君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（古嶋津義君） なければ、以上で質疑を終了いたします。

意見がありましたら、お願いいたします。

○委員（堀 徹男君） 先ほども質疑させていただいたんですけど、この持続的発展計画案ですね、本文の中には、非常によくできた、緻密にですね、計画書としてつくられたんだなという感想を持ちました。

5ページ辺りですね、市の行財政の状況とかから始まって、それと、11ページだったかな、その公共施設等総合管理計画の整合等ですね、バランスを取りながら、いかにこの持続的に発展をさせていくかというのはですね、なかなか難しいテーマだというふうですね、これを見ながら思ったところだったんですね。

施設の利用だけが地域の発展ではないとは思いますが、総合管理計画の個別計画等あたりですね、縛りというか、硬直化して捉えられないこともなく、かといって、そもそもの計画とのですね、整合とも凶らねばならないという部分を捉まえて、この所管課あたりが実際は担当

されると思うんですけど、その辺もしっかり目配りをしていただいでですね、計画書に沿ったようなものが進展していくといいなというふうに思っています。

○委員長（古嶋津義君） ほかに意見ありませんか。

○委員（山本敬晃君） 地域の持続的発展のための基本目標はですね、その令和7年度の人口についてですね、一応、減少率をちょっと少なくするといいますか、そういった形になってると思うんですけども、私としてはですね、持続的発展計画という中で、人口減少する中でちょっと発展するところがあるかなかな想像できないといいますか、人口が減ってもですね、経済成長ができるかもしれないんですけども、やはり地域にお住まいのですね、その方々というのは、人口が減るといことが、やっぱり地域が衰退しているといいますか、そういうふうに感じられると思うんですよ。その中で、その地域の皆様がですね、この坂本町のこういった過疎地域がですね、過疎地域が発展していくところを感じられるのは、やっぱりその人口が増えたといいますか、また新しい方が入ってこられたというところで、そういった地域の皆様がですね、その発展しているなというふうに感じられると思うので、こういった基本目標をですね、確かなかなか難しい、厳しい面はあると思うんですけども、どうにかですね、人口増加にですね、つなげられるような形ですね、事業にですね、なればなというふうに考えております。

○委員長（古嶋津義君） ほかに意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（古嶋津義君） なければ、これより採決いたします。

議案第109号・八代市過疎地域持続的発展計画の策定については、可決するに賛成の方の

挙手を求めます。

(賛成者 挙手)

○委員長(古嶋津義君) 挙手全員と認め、本件は可決されました。

◎議案第110号・辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について

○委員長(古嶋津義君) 次に、議案第110号・辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定についてを議題とし、説明を求めます。

○企画政策課長(辻田美樹君) 引き続きよろしくお願いたします。

議案第110号・辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について説明いたします。

こちらにも辺地総合整備計画の策定についてということで、別途、概要版の資料を用意しておりますので、こちらのほうで説明させていただきたいと思っております。

辺地総合整備計画につきましては、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律に基づきまして、住民の生活文化水準の著しい格差の是正を図るため、公共的施設の総合的かつ計画的な整備を行うことを目的に策定するものです。

市内8つの辺地計画につきましては、令和2年度をもって計画期間が終了したことから、先ほどの過疎計画と併せまして、引き続き令和3年度から7年度までの5か年の計画の策定を行うものです。

また、辺地計画に登載された事業につきましては、充当率100%、交付税措置率80%と大変有利な地方債である辺地対策事業債を活用することができることとなっております。

まず、1、辺地についてですが、辺地とは、交通条件や自然的、経済的な条件などが不利で、ほかの地域と比較して生活の利便性が低い地域と定義されております。

辺地の要件として、地域の中心を含む5平方

キロメートル内の人口が50人以上であることや、地域の中心から学校や病院、役場までの距離などを点数化しまして、100点以上となることが要件とされております。

本市の状況についてですが、市町村合併に伴いまして、坂本町に5つ、東陽町に1つ、泉町に3つの合計9つの辺地を有しております。辺地の区域設定につきましては、町や字の区域などから設定することが可能となっており、本市では旧村時代の区域設定を引き継いで設定しているところでございます。

次に、2、計画の構成についてですが、辺地ごとの計画に、辺地の名称、辺地度点数などの辺地の概況、公共的施設の整備を必要とする事情、整備に要する経費とその財源などの公共的施設の整備計画を記載しております。

次に、3、計画策定の考え方についてですが、本市の辺地は全て過疎地域に存在していることから、過疎計画の事業から辺地内で実施されるものを改めて抽出し、策定しております。両計画に登載することで、過疎債、辺地債のいずれかが活用できることとなっております。

次に、4、計画を策定する辺地についてですが、東陽町の内木場辺地を除く8つの辺地の計画を策定しております。内木場辺地につきましては、道路整備等の進捗が進んでおり、計画期間内での事業が予定されておられませんので、前回に引き続き今回も策定は行っておりません。

資料の2枚目、3枚目にカラー版で辺地の位置などを記載しました位置図をつけさせていただいております。坂本地域と泉地域の管内図をつけさせていただいております。

以上のことを踏まえまして今回策定しましたのが、お配りしている8つの辺地に係る総合整備計画書となっております。

この計画書の詳細につきましては、過疎計画に登載しているものと重複する部分もございま

すので省略させていただきますが、予定している事業費の合計は9億4000万円となっており、このうち辺地債の活用予定が7億3000万円ほどを見込んでおります。

先ほど御説明いたしました過疎計画と同様に、事業の実施に当たりましては、事業の緊急性や財政状況等を考慮して行いたいと考えております。

以上で、簡単ではございますが、議案第110号・辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定についての説明とさせていただきます。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○委員長（古嶋津義君） 質疑に入ります前に、委員長からお願いをしておきます。

質問をされる委員におかれましては、質問を整理をされ、質問をお願いいたします。同一議題についての質問は2回までとなっておりますので、よろしく御協力をお願いいたします。

それでは、以上の部分について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（古嶋津義君） なければ、以上で質疑を終了いたします。

意見がありましたら、お願いいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（古嶋津義君） なければ、これより採決いたします。

議案第110号・辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定については、可決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（古嶋津義君） 挙手全員と認め、本件は可決されました。

執行部入替のため、小会いたします。

（午前10時53分 小会）

（午前10時54分 本会）

◎議案第116号・訴訟上の和解について

○委員長（古嶋津義君） 本会に戻します。

次に、議案第116号・訴訟上の和解についてを議題とし、説明を求めます。

○財産経営課長（山本浩司君） おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）財産経営課の山本でございます。よろしくお願いたします。着座しまして御説明させていただきますこととお許し願います。

では、議案第116号・訴訟上の和解について御説明します。

10月14日に提出しました八代市議会9月定例会議案（その2）を御覧願います。

この議案第116号ですけれども、こちらは、八代簡易裁判所において併合して審理が行われておりました、八代簡易裁判所令和3年（ハ）第27号求償金請求事件、それと八代簡易裁判所令和3年（ハ）第33号求償金請求事件の2つの事件についての和解がその内容となります。

議案のほうに事件名及び当事者と和解内容、それから事件の概要を記載しておりますけれども、補足を含めて御説明させていただくため、ここからは、お配りいたしております、こちらですね、議案第116号関係の説明資料によりまして御説明いたします。

まず、この議案の趣旨ですけれども、公用車が関係する交通事故について、公益社団法人全国市有物件災害共済会、ここは八代市からの損害賠償請求権を代位取得したところとなります。以下、共済会といいます。この共済会が、相手車の運転者に対し、あいおいニッセイ同和損害保険株式会社、ここは相手車の運転者及び対向車線車両の運転者から損害賠償請求権を代位取得したところとなります。以下保険会社といいます。この保険会社が八代市に対し、修理費用等の支払いを求めて、それぞれ八代簡易裁判所に提訴し、八代簡易裁判所において2つの事件を併合して審理が行われておりましたけれ

ども、去る9月28日に八代簡易裁判所から和解条項案が示され、双方がこれを受け入れることとしたことから、議会の議決を求めるというものです。

次に、事故の概要ですが、令和2年3月1日午前6時25分頃、八代市郡築四番町の路上において、公用車、これは小型消防ポンプ積載車となります。下の図に黒色の五角形で示しております。この公用車が、路外から左折して、直線道路に進入しようとして、左折をほぼ完了していたところ、相手車、下の図では白色の五角形で表示しております。この相手車が公用車に衝突しました。この衝突により、相手車は対向車線に押し出され、対向車線を走っていた車両、下の図には斜線つきの五角形でお示しておりますが、この車両にも衝突しました。

2ページ目を御覧願います。

請求の内容についてですが、まず、事故により生じた損害額については、八代市が8万4392円、公用車の修理料です。相手車の運転者が82万7920円、車の修理費用とレッカー費用と代車料です。対向車線車両の運転者が18万9420円、車の修理費用と代車料となっております。

この損害額についての共済会の請求内容ですが、相手車の運転者が前方注視を欠いたまま漫然と走行したことにより発生した事故であり、同者に対し、公用車の修理費を8万4392円、八代市に生じた損害額の全額となります。及びこれに対する年3分の割合による遅延損害金の支払いを求めるというものとなっております。ですから、こちらは相手方に100%過失があるという主張となっております。

続いて、この損害額についての保険会社の請求内容ですが、道路外の場所から道路に進出するに当たっては、交通妨害ないし危険を感じさせないよう細心の注意を払う必要があるところ、公用車の運転者が漫然と道路に進出し、公

用車を相手車に衝突させた過失がある。過失割合は50対50が相当であり、八代市に対し、相手車及び対向車線車両の修理費用等の一部、50万8670円。これは相手車の運転者及び対向車線車両の運転者に生じた損害額の2分の1の額となります。この額と、及びこれに対する年3分の割合による遅延損害金の支払いを求め、こういう主張となっております。

このように、こちらは双方50%ずつの過失があるという主張となっております。

このように双方の主張に隔たりがあったところに、八代簡易裁判所から和解条項案が示されまして、全文は議案にお示ししているとおりですけれども、その主なところとしまして、次に和解内容のあらましとして記載しております。

1点目が、相手車の運転者は、共済会に対し、8万172円、これは八代市に生じた損害額の100分の95の額となります。この支払い義務があることを認める。

この1点が、八代市は保険会社に対し5万867円、相手車の運転者及び対向車線車両の運転者に生じた損害額の100分の5の額となります。この支払い義務があることを認めるとなっております。

このように、和解条項案は、当方5対先方95の割合で相手方に生じた損害額を負担するという内容になっておりまして、こちらの主張を大幅に酌んだ内容となっております。

この和解条項案を双方受け入れることとしたことから、今回議案を提出させていただいたものです。

御説明は以上となります。御審議よろしくお願いたします。

○委員長（古嶋津義君） ただいま御説明がありました。本件には個人名等も含まれておりますことから、審議の際は御配慮願います。

それでは、以上の部分について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（古嶋津義君） なければ、以上で質疑を終了いたします。

意見がありましたら、お願いいたします。意見はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（古嶋津義君） なければ、これより採決いたします。

議案第116号・訴訟上の和解については、可決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（古嶋津義君） 挙手全員と認め、本件は可決されました。

◎議案第113号・八代市庁舎内市民交流エリア条例の制定について

○委員長（古嶋津義君） 次に、条例案件の審査に入ります。

まず、議案第113号・八代市庁舎内市民交流エリア条例の制定についてを議題とし、説明を求めます。

○財産経営課長（山本浩司君） それでは、続きまして、議案第113号・八代市庁舎内市民交流エリア条例の制定について御説明します。

議案書は9ページから12ページまでとなります。

この議案につきましては、お配りしております議案第113号関係の説明資料によりまして御説明いたします。

まず、条例制定の目的ですけれども、新市庁舎では、1階及び2階フロアの一部、各フロアの西側を執務フロアと区分し、市民の交流の促進や、市民と行政の協働の活性化を図ることを目的とするエリア、これは条例中で市民交流エリアとしていますが、とすることとしております。

市民交流エリアには多目的ホール及び会議室を設け、市民の会合や研修会、あるいは催物な

どの幅広い利用に供することとしております。

また、市民交流エリアは、災害時の被災者支援活動の拠点等としても活用することとしております。

このため、市民交流エリアの利用及び管理に関して必要となる事項を条例により定めるといふものです。

資料の後のほうにA3の紙2枚で新市庁舎の1階及び2階の平面図をおつけしております。この1階と2階の西側のほうが市民交流エリアとなります。平面図の中で3種類の色のついた枠で囲っているところが多目的ホールと会議室となります。

では、説明資料に戻りまして、条例の主な内容を御説明してまいります。

まず、施設の名称は、八代市庁舎内市民交流エリアとしております。条例案では第2条の規定となります。

休館日は12月29日から翌年の1月3日までの日としております。条例案では第3条の規定となります。

開館時間は午前9時から午後10時までとしております。条例案では、第4条の規定となります。

次に、利用の制限についてです。条例案では、第6条に各号列記の形で掲げておりますが、これをまとめた形で申し上げますと、施設等の利用者として適当でないと認められる場合や、管理上支障がある場合のほか、災害時の被災者支援活動等のために市が市民交流エリアの施設等を利用する場合は利用を許可しないこととしております。

次に、使用料についてです。使用料についての規定は、条例案の第9条と、12ページに出ております別表となります。別表と同じ表を説明資料に記載しております。

この表を御覧いただきますと、施設を多目的ホール、会議室、A、B、F、会議室C、D、

Eの3つに区分しまして、午前、午後、夜間、全日、時間外の使用料を掲げております。会議室はAからFまで6室ありますが、床面積が50平米未満の3室と50平米以上の3室の2グループに分けて使用料を設定しております。

恐れ入りますが、平面図のほうをまた御覧願います。

1階平面図のですね、下のほうですね。青色の枠が多目的ホールとなります。1階平面図及び2階平面図で、濃いオレンジ色の枠で囲っている部屋が床面積が50平米未満の会議室A、B、Fとなります。また、緑色の枠で囲っている部屋が床面積50平米以上の会議室、C、D、Eとなります。

すみません、説明資料の2ページ目を御覧願います。

次、使用料の減免についてです。条例案では第10条になります。災害時の被災者支援活動等のために市が市民交流エリアの施設等を利用する場合、その他公益上特に必要があると認められる場合は、使用料の減免を行うこととしております。

最後に、この条例の施行期日についてです。この条例は、本庁舎の開庁日から施行することとしており、交付の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行するというふうに規定しております。

御説明は以上となります。御審議よろしくお願いたします。

○委員長（古嶋津義君） それでは、以上の部分について質疑を行います。質疑ありませんか。

○委員（山本敬晃君） この施設の中でのですね、備品といいますか、スクリーンだったり、プロジェクターだったり、マイクだったりというのは、今決まってる時点でいいんですけども、教えていただきたいということと、その使用料ですね。この施設等の使用料がありますけ

ども、それとはまた別に、その備品を借りるときにまた使用料が別になるのか、これに含まれるのかということも教えていただければと思います。

○財産経営課長（山本浩司君） すみません、お待たせしました。

すみません、お答えします。

今、御質問いただきましたところの部屋の使用料と別に附属設備の使用料というふうに位置づけておりまして、附属設備の使用料はもう条例のほうで規則で別に定めるというふうに規定しております。

その規則の中で定めます附属設備ですが、各室の冷暖房ですね。それと、備品としましては、音響設備、プロジェクター、スクリーン、あと、多目的ホールに限っては机といすも使用料を頂くこととしております。

金額も申し上げたほうが。（委員山本敬晃君「よろしければ。お願いします」と呼ぶ）

○委員長（古嶋津義君） 金額も。

○財産経営課長（山本浩司君） 金額も。

まず、多目的ホールの冷暖房が1時間1200円です。50平米未満の会議室、A、B、F、これはC、Dも一緒ですね。50平米以上の会議室C、Dも同じですが、1時間2000円としております。

音響設備ですけれども、多目的ホールが1700円、会議室は6室とも600円。

プロジェクターが、これは多目的ホールも会議室も一緒に1400円です。1400円です。

スクリーンですけれども、多目的ホールのほうは固定式になりまして、800円としております。会議室のほうは移動式で100円としております。

あとは、もう多目的ホールに机といすが、使用料があると申し上げましたが、机が1台1100円、椅子が1脚30円としております。

附属設備の使用料につきましては以上です。

○委員（山本敬晃君） その使用料の減免があると思うんですけども、その附属のそういったところの減免というのはありますでしょうか。

○財産経営課長（山本浩司君） 減免は、そうですね、ホールと会議室の使用料についての減免になります。附属設備は実費相当ということで頂戴いたします。

○委員長（古嶋津義君） ほかにありませんか。

○委員（堀 徹男君） 施設の利用料はですね、近隣に類似施設がありますよね。例えばやつしろハーモニーホールだったりとか、代陽公民館とかですね。そういう施設が直近にあると思うんですけど、施設の利用の平米単価あたりは遜色ないものですかね。大体同じぐらいの設定になっていますか。

○財産経営課長（山本浩司君） 各施設、平米単価で定めてあるわけではございませんですね、ちょっと比較してみましたらですね。大体、今回、市民交流エリアの使用料につきましては、桜十字ホールやつしろ、やつしろハーモニーホールですね、の使用料を基準としつつ、100円程度少し、何といたしますか、切りがいい金額に設定させていただいております。よろしく願いいたします。

○委員（堀 徹男君） 分かりました。

○委員長（古嶋津義君） いいですか。

○委員（堀 徹男君） はい。

○委員長（古嶋津義君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（古嶋津義君） なければ、以上で質疑を終了いたします。

意見がありましたら、お願いいたします。意見ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（古嶋津義君） なければ、これから

採決いたします。

議案第113号・八代市庁舎内市民交流エリア条例の制定については、原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（古嶋津義君） 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。

執行部入替えのため、小会いたします。

（午前11時12分 小会）

（午前11時16分 本会）

◎議案第111号・八代市防災行政無線施設の設置及び管理に関する条例の廃止について

○委員長（古嶋津義君） 本会に戻します。

次に、議案第111号・八代市防災行政無線施設の設置及び管理に関する条例の廃止についてを議題とし、説明を求めます。

○危機管理課長補佐（岩田 剛君） おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）危機管理課、岩田でございます。よろしく願いいたします。着座にて説明をさせていただきます。

議案第111号・八代市防災行政無線施設の設置及び管理に関する条例の廃止について説明いたします。

議案書は5ページからになります。

まず、提案理由につきましては、防災行政無線を廃止し、防災・行政情報の伝達手段を防災行政情報通信システムに移行するに当たり、防災行政無線に係る設置及び管理に関する条例を廃止するものでございます。

6ページをお願いします。

これまで、防災行政無線は、本庁管内において、平成22年にMCA方式のデジタル無線を、支所管内においては、合併前にアナログ式の無線を整備し、運用を行っておりました。

電波法などの改正に伴い、令和4年11月にはアナログ式の防災行政無線が使用できなくな

ることから、緊急時における情報伝達手段の再構築が必要となったため、令和元年度から新たな防災行政情報通信システムの整備に着手し、本年4月から一部運用を開始したところでございます。

本年度の11月末までは、新たな防災行政情報通信システムと従来の防災行政無線を併用して運用を行ってまいりましたが、12月以降は新システムへ完全移行することから、条例を廃止するものでございます。

説明は以上となります。御審議のほど、よろしく願いいたします。

○委員長（古嶋津義君） それでは、以上の部分について質疑を行います。質疑ありませんか。

○委員（堀 徹男君） 簡単にはですね、御説明いただいて、その廃止するという部分の仕組みをですね、御説明されたと思うんですけど、旧市内と、それから旧郡部ですね。戸別受信機であったりとか、旧市内は各自治公民館あたりにですね、そのエリアトークの子機を置いて、デジタル波を変換させて放送するという仕組みだったと思うとですよ。

廃止した場合の、その各自治公民館あたりには、そのエリアトークの子機があって、アンプが置いてあったりすると思うんですけど、その辺の設備の回収とか廃棄とかというのはどちらの責任で負担になるんでしょうかねというのがまずお聞きしたいなというふうに思っています。

○危機管理課長補佐（岩田 剛君） 御質問の各自治会等に置いてあります機器等の回収についての負担ということですが、それにつきましては、市のほうで回収を行うというふうに考えております。

○委員（堀 徹男君） じゃあ、再質問いたしますけど、町内のね、公民館に町内が設置しているスピーカー、マイク、放送設備を利用し

て、エリアトークの子機を置いてあるわけですよ。電氣的な配線だったりとかというのは、当然工事が発生するというふうに思っていますので、市でそれは責任を持って外して回収するというふうによろしいですか。

○危機管理課長補佐（岩田 剛君） 旧システムのスピーカーですとか、等につきましてはですね、市のほうで撤去を行うこととしております。（委員堀徹男君「ありがとうございます」と呼ぶ）

○委員長（古嶋津義君） いいですね。

○委員（堀 徹男君） はい。

○委員長（古嶋津義君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（古嶋津義君） なければ、以上で質疑を終了いたします。

意見がありましたら、お願いします。意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（古嶋津義君） なければ、これより採決いたします。

議案第111号・八代市防災行政無線施設の設置及び管理に関する条例の廃止については、原案のとおり賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（古嶋津義君） 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。

執行部入替えのため、小会いたします。

（午前11時22分 小会）

（午前11時22分 本会）

○議案第112号・八代市個人情報保護条例及び八代市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について

○委員長（古嶋津義君） 本会に戻します。

次に、議案第112号・八代市個人情報保護条例及び八代市個人番号の利用及び特定個人情報

報の提供に関する条例の一部改正についてを議題とし、説明を求めます。

○デジタル推進課長（鋤田敦信君） デジタル推進課、鋤田でございます。

議案第112号・八代市個人情報保護条例及び八代市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について、着座にて御説明をさせていただきたいと思っております。失礼いたします。

議案書につきましては7ページからになります。また、お配りしております資料の右肩に議案第112号説明資料を用いて説明をさせていただきたいと思っております。

まず、改正の理由でございますけれども、国におきましては、社会のデジタル化を推進するため、その推進役としてデジタル庁を設置するデジタル庁設置法及びデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律が施行されました。

また、それに伴い、行政手続における特定の個人を認識するための番号の利用等に関する法律、いわゆる番号法が一部改正されたことから、このたび本市の関係条例を改正するものでございます。

それでは、各条例の一部改正の概要につきまして御説明をさせていただきます。

まず、第1条関係は八代市個人情報保護条例でございますが、こちらは、番号法が改正されたことに伴い、第27条第3項において、情報提供等記録の訂正をした場合の通知先を総務大臣から内閣総理大臣に改正を行うとともに、引用している条ずれを解消するものでございます。

また、第2条関係は、八代市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例でございますが、こちらはデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律、第55条の規定により、番号法第19条に新たに第4号が

追加されたことから、引用している条ずれを解消するとともに、本条例内で使用することのない定義としての個人情報の文言を削除するものでございます。

なお、本条例の施行日は公布の日としております。いずれも国の法改正に伴います条例の改正でございます。

説明は以上でございます。御審議のほど、よろしく願いいたします。

○委員長（古嶋津義君） それでは、以上の部分について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（古嶋津義君） ないようでありますので、以上で質疑を終了いたします。

意見がありましたら、お願いいたします。意見はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（古嶋津義君） なければ、これより採決いたします。

議案第112号・八代市個人情報保護条例及び八代市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正については、原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（古嶋津義君） 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。

執行部入替えのため、小会いたします。

（午前11時26分 小会）

（午前11時27分 本会）

◎議案第114号・八代市過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の制定について

○委員長（古嶋津義君） 本会に戻します。

次に、議案第114号・八代市過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の制定についてを議題とし、説明を求めます。

○理事兼資産税課長（機智三郎君） 資産税課の機でございます。よろしくお願ひします。それじゃあ、座りまして説明させていただきます。

議案書の13ページになります。

議案第114号・八代市過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の制定についてでございます。

下の提案理由でございますが、本市の過疎地域持続的発展市町村計画に定める産業振興促進区域内の振興すべき業種の用に供する設備を取得した者に係る固定資産税の課税免除を行うに当たり、条例を制定する必要があるためでございます。

それでは、詳細につきましては、お手元にお配りしております資料、議案第114号の資料で説明したいと思います。よろしいでしょうか。

八代市過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の制定について。

まず、1番目の条例制定の趣旨でございますが、これは先ほど企画政策課も説明いたしましたが、過疎地域自立促進特別措置法、いわゆる旧過疎法でございますが、及びこれに基づく八代市過疎地域自立促進計画が令和3年3月31日で期限切れとなり、継続的な法案として、過疎地域の持続的発展に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法、いわゆる新過疎法でございますが、こちらが令和3年4月1日から施行されております。

本条例は、この新過疎法の施行に伴い、新たに策定します八代市過疎地域持続的発展計画に記載されました産業振興促進区域内において、振興すべき業種として同計画に定められた事業の用に供する設備の取得等をした者に係る固定資産税の課税免除に関し必要な事項を定めるものでございます。

なお、新過疎法の規定に基づき固定資産税の課税免除等を行った場合、地方税の減収補填を受けるためには、条例で規定することが必須となっているところでございます。

2番目の課税免除の概要でございますが、以下の（1）から（4）を満たすものとし、（5）の期限までに、申請をした個人または法人に固定資産税の課税免除を行うものでございます。

まず、1番目の対象地域でございますが、坂本町、東陽町、泉町でございます。

2番目の対象業種でございますが、製造業、情報サービス業等、農林水産物等販売業、旅館業でございます。

3番目の取得価額要件でございますが、取得額の合計が下表の事業区分に応じ、それぞれ定める額以上の建物や設備、これらを特別償却資産と申しますが、これらの取得等も対象とするものでございます。

下の表を御覧ください。

事業区分、製造業、旅館業の場合は、資本金の規模が5000万円以下の場合、設備の取得額が500万円以上を対象とし、取得の方法は取得等としております。この取得等といいますのは、表の下に注意書きがございますけれど、取得、製作、建設をいい、建物及びその附属設備の場合は、改修（増築、改築、修繕または模様替え）のための工事による取得または建設を含むものでございます。

表に戻りまして、資本金の規模が1億円以下の場合、設備の取得額が1000万円以上が対象となりまして、取得の方法は、新設、増設のみとなりまして、こちらの場合、改修等は含まないということになります。

資本金の規模が1億円を超える場合、こちらの場合は、設備の取得額が2000万円以上が対象となり、取得の方法は、先ほどと同じ新設、増設のみという形になります。

続きまして、事業区分が情報サービス業等、農林水産物等販売業につきましても、資本金の規模が5000万円以下の場合、設備の取得額が500万円以上が対象となります。

取得の方法としましては、取得等ということで、こちらは改修、増築、改築、修繕等を含むものでございます。

資本金の規模が5000万円を超える場合につきましても、設備の取得額が500万円以上、こちらは先ほどと同じ金額になりますが、取得の方法が新設、増設のみになるということでございます。

続きまして、4番目の設備等の取得期間でございますが、令和3年4月1日から令和6年の3月31日までの取得を対象としております。

2ページをお開きください。

申請期限でございますが、課税免除を受けようとする各年度の初日の属する年の1月31日まで、これは償却資産の申告期限と日にちを合わせているところでございます。

6番目の課税免除の内容でございますが、下の表のとおりとしておりますけれども、対象となる固定資産税が、家屋の場合は特別償却設備である家屋。この特別償却設備というのは、先ほど(3)の取得価額要件で申した、この対象となる部分の取得等をいうものでございます。

土地につきましては、上記家屋の敷地となる土地ということで、条件としまして、取得から1年以内に家屋の建設に着手した場合に限るものとなっております。

最後に、償却資産につきましてもでございますが、特別償却設備である償却資産が対象となります。

期間・免除率でございますが、新たに課税されることとなった年度から3年度間、100%を免除するものでございます。

最後に、施行期日でございますが、公布の日から施行することとしております。

以上、簡単でございますが、説明を終わります。御審議よろしくお願いたします。

○委員長(古嶋津義君) それでは、以上の部分について質疑を行います。質疑ありませんか。

○委員(堀 徹男君) 今、課税免除の内容で、土地の部分のところですけど、土地を取得した後にですね、1年以内に建てれば、固定資産の課税免除の対象になるということで、例えば、先もって土地だけ取得しておいて、1年半後から工事着工して建てましたよと。建物を建てた時点でまた申請ということは可能なんですか、これは。(理事兼資産税課長機智三郎君「1年以内ではなくて」と呼ぶ) 1年半。

○理事兼資産税課長(機智三郎君) お尋ねになったのは、取得から1年以内ではなくて1年を超える場合、1年半とかたつたとき、再度申請すれば対象になるのかというお尋ねでしょうか。

○委員(堀 徹男君) 建物だけですかという。土地は含まれなくなってしまうんですかねという、そういうことですね。

○理事兼資産税課長(機智三郎君) 条件が1年以内となっておりますので、1年を超えてからの着手の場合は、土地のほうは対象から外れるということになってしまいます。

○委員(堀 徹男君) 分かりました。

○委員長(古嶋津義君) よろしいですか。

ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(古嶋津義君) なければ、以上で質疑を終了いたします。

意見がありましたら、お願いたします。意見はありませんか。

○委員(高山正夫君) 本来、過疎地域課税免除ということで、ただ、対象業種がですね、製造業、情報サービス業となり得る業者というのはかなり少ないかと思えます。よって、増設、

その業者の拡幅による土地の取得なども少ないというところから考えればですね、やはりこれはもう企業さんを誘致するという、過疎地域にですね。そういうところから考えれば、当然商工部門とのですね、そういった情報の提供をしっかりとされて、一つの八代市の宣伝ともなりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○委員長（古嶋津義君） ほかに意見はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（古嶋津義君） なければ、これより採決いたします。

議案第114号・八代市過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の制定については、原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（古嶋津義君） 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。

執行部は御退出ください。

（執行部 退席）

○委員長（古嶋津義君） 次に、本委員会に付託となっている請願・陳情はありませんが、郵送等にて届いております要望書などにつきまして、写しをお手元に配付しておりますので、御一読いただきたいと存じます。

以上で付託されました案件の審査は全部終了いたしました。

お諮りいたします。

委員会報告書及び委員長報告の作成については、委員長に御一任願ひしたいと思います、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（古嶋津義君） 御異議なしと認め、そのように決しました。

◎その他

- ・「コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地

方税財源の充実を求める意見書」議決の要請について

○委員長（古嶋津義君） 次に、付託されました案件のほか、全国市議会議長会から、コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書の議決について要請がなされております。

議会運営委員会で協議の結果、当委員会に送付されてきました。つきましては、その取扱いを御協議願ひます。

また、内容については、お手元に配付の資料のとおりであります。

それでは、コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書について、御意見等はありませんか。

○委員（堀 徹男君） ぜひ議決の要請をお願いしたいと思います。

○委員長（古嶋津義君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（古嶋津義君） 小会いたします。

（午前11時40分 小会）

（午前11時41分 本会）

○委員長（古嶋津義君） それでは、本会に戻します。

それでは、お諮りいたします。

本件の趣旨に賛同の上、議員発議として提案したいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（古嶋津義君） 御異議なしと認め、そのように決しました。

それでは、そのようにいたします。

案文につきましては、事務局と調整することとし、後日、発議の手続を取らせていただきますので、御了解願ひます。

なお、趣旨弁明はどなたにお願いしましょうか。

（「委員長一任」と呼ぶ者あり）

○委員長（古嶋津義君） それでは、私、委員長のほうでいたします。

小会いたします。

（午前11時42分 小会）

（午前11時43分 本会）

◎所管事務調査

- ・行財政の運営に関する諸問題の調査
- ・総合計画の策定推進等に関する諸問題の調査

○委員長（古嶋津義君） 本会に戻します。

次に、当委員会の所管事務調査2件を一括議題とし、調査を進めます。

当委員会の所管事務調査は、行財政の運営に関する諸問題の調査、総合計画の策定推進等に関する諸問題の調査、以上の2件です。

このうち、行財政の運営に関する諸問題の調査に関連して1件、総合計画の策定推進等に関する諸問題の調査に関連して1件、執行部から発言の申し出がっておりますので、これを許します。

- ・行財政の運営に関する諸問題の調査
（物品・委託等に係る電子入札の導入について）

○委員長（古嶋津義君） それでは、まず、物品・委託等に係る電子入札の導入についてをお願いいたします。

○契約検査課長（岩崎伸一君） こんにちは。
（「こんにちは」と呼ぶ者あり）契約検査課の岩崎と申します。

物品・委託等に係る電子入札の導入に関しまして、着座にて説明をさせていただきます。

それでは、お手元の資料の1ページを御覧いただけますでしょうか。

初めに、1、システムの概要を説明させていただきます。

電子入札システムは大きく2つのシステムに

分かれており、（1）として、これまで紙によって行われてきた入札を入札参加者がインターネットを利用して電子的に行うものであり、

（2）として、入札案件の公告や入札・契約結果などを公開し、誰でも関係情報を入手しやすくするものでございます。

具体的には、その上段に記しておりますとおり、熊本県と県内市町村が共同で開発・運営を行う、くまもと県市町村電子入札システムを活用するものであり、本市では、平成25年度より、工事・コンサルにおいて同システムを運用しており、今回新たに物品・委託等において電子入札を導入いたします。

次に、2、導入の背景・県内市町村の参加状況でございますが、平成13年度に策定された国の行動計画に基づきまして、県及び県内市町村で協議会が設置され、平成17年度から県と熊本市がシステムの開発、運用を行い、平成25年度には八代市が工事・コンサルの分野で運用を始めております。

また、当該システムへの参加状況といたしましては、県を除きまして、工事・コンサルにおいては、本市を含む県内23市町が、物品・委託等においては熊本市と宇城市が参加しております。

なお、本資料の追加情報といたしまして、10月14日付で県から通知がございまして、新たに合志市、あさぎり町、南阿蘇村が加わり、構成市町村が23から26となり、県内市町村の参加割合が約58%になったとのことでございます。

続きまして、次のページをお開きいただきます。

3、導入の効果・メリットにつきまして説明させていただきます。

（1）の事業者のメリットは、仕様書の閲覧や応札・開札のため、市役所や郵便局に向向く必要がなくなり、時間や労務負担が軽減され、

交通費や郵便入札の際の郵便料など、入札参加に係る諸経費も削減されます。

また、インターネットに接続できる環境であれば、外出することなくいつでも本システムを利用できるため、新型コロナウイルス感染症などにより不要不急の外出自粛を余儀なくされる状況でも、安心安全に入札に参加できることなどが挙げられます。

ただし、パソコン以外にＩＣカード等の購入が必要であり、電子入札に慣れていただくまでは現行の郵便入札も併用できるような経過措置も必要と考えております。

(2)の市民のメリットは、入札契約情報を迅速に入手できるようになることであり、

(3)の発注者としての市のメリットは、事務手続が効率化され、落札判定を正確で迅速に行えることなどが挙げられます。

なお、市からの入札、開札のやり取りは、情報漏えい防止のため、L G W A N という行政専用ネットワークを通じ、電子証明書や暗号化技術を活用し、安全性を確保しながら行います。

次に、4、システム開発・運用に係る費用負担につきましては、記載する表の右端の本年度の見込みに計上しておりますとおり、参加自治体の人口比により算出される運用負担金が約520万円必要であり、新たな導入時にのみ必要なカスタマイズ費用が約230万円かかりますので、その他の費用との合計で約770万円でございます。

今後、本市では全ての入札を電子入札で行うことが可能になりますが、平成25年度に運用を開始してから毎年度およそ500万円の運用負担を行っており、物品・委託等へ電子入札を拡充いたしましても、人口割による運用負担金はその影響で増加するわけではございません。

最後に、5、スケジュールにつきましては、これまで業務委託の契約相手方である日立製作所と協議を重ね、現在、例規等の改正及び次年

度予算要求の準備などを行ってまいりました。

今後、ホームページ、市報、FMやつしろなどを活用し、商工団体への協力もお願いしながら、広報周知を図り、現在登録されている全事業者にファクスによる通知も行いまして、12月から行う次回の物品等入札参加資格申請、いわゆる指名願の申請に併せまして、電子入札の利用届出を受け付けたいと考えております。

そして、翌年2月に事業者及び各課へ説明会を行い、次年度から運用を開始する予定といたしております。

以上で説明を終わります。御審議のほど、よろしく申し上げます。

○委員長（古嶋津義君） 本件について何か質疑、御意見等はありませんか。

○委員（堀 徹男君） 私も応札業者だったときにはですね、まだ市が導入する前の県の電子入札はやっていましたので、これはシステム上非常に楽だったんですが、慣れるまでは確かにですね、操作画面の流れとかですね、面倒くさいのはありましたけど、一番その頃、嫌がっていたのはですね、父ちゃん社長、母ちゃん専務みたいな方々がですね、私たちはこういうのはできないという声もありました。

経過措置をですね、十分勘案しながらですね、システムとして非常にいいものですから、その辺も勘案しながら取り組んでいただきたいと思っております。

○委員長（古嶋津義君） ほかに質疑、御意見等ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（古嶋津義君） なければ、以上で、物品・委託等に係る電子入札の導入についてを終了いたします。

執行部入替えのため、小会いたします。

（午前11時52分 小会）

（午前11時53分 本会）

・総合計画の策定推進等に関する諸問題の調査
(第11次八代市交通安全計画について)

○委員長(古嶋津義君) 本会に戻します。

次に、第11次八代市交通安全計画について
をお願いいたします。

○市民活動政策課長(消費生活センター所長兼
務)(吉井光博君) こんにちは。(「こんに
ちは」と呼ぶ者あり)市民活動政策課長の吉井
でございます。

本日御説明いたします、第11次八代市交通
安全計画は、交通安全対策基本法を根拠とし、
八代市交通安全対策会議条例に基づき策定した
ものでございます。詳しくは着座で説明させて
いただきます。

それではですね、市民活動政策課から提出し
ております、総務委員会資料・所管事務調査を
お願いします。こちらのほうですね。

では、まず、A3判資料1のほうを御覧くだ
さい。

こちらは計画の骨子を示しており、上の欄に
計画の趣旨、第10次計画の成果を示しており
ます。

また、下段の左の欄に、第1部、道路交通の
安全について記載しております。

第1章では、道路交通の安全についての目標
として、道路交通事故の現状と本計画における
目標について示しております。

第2章では、道路交通の安全についての対策
として、歩行者の安全確保を対策の最重点と掲
げる対策の視点と、道路交通環境の整備や交通
安全思想の普及徹底など6つの柱を記載してお
ります。

これらを踏まえまして、中央の欄、第2節、
道路交通安全についての施策として6つの柱ご
との具体的な取組を示しております。

右の欄は、第2部、踏切道における交通の安
全として、踏切道の整備等による交通の安全と
円滑化などを示しております。本計画は2部構

成となっております。

それでは、冊子の資料2のほうを御覧くださ
い。

本計画につきましては、第10次八代市交通
安全計画をベースとして、県の計画にて追加さ
れた項目や、より本市に適した計画となるよう
内容を更新しております。

まず、1ページをお開きください。

計画作成の趣旨でございますが、この計画
は、交通安全対策の総合的かつ計画的な推進を
図るために、昭和46年度から5年ごとに作成
し、本市における交通安全に関する施策の大綱
とするとともに、市民の皆様の御協力の下、
県、警察及び関係機関・団体と緊密な連絡を図
り、効果的な諸施策を推進するものでございま
す。

次に、第11次計画の性格及び期間の(1)
性格でございますが、交通安全基本法を根拠
に、国、県の計画に基づき作成するものでござ
います。

本年3月に国の第11次交通安全基本計画が
決定され、それを受け、6月に県の第11次熊
本県交通安全計画が決定されました。この県
の計画を基に、八代市におきましては、市長を会
長に14名の委員と10名の幹事で構成いたし
ます八代市交通安全対策会議を設置いたしまし
て、7月に2回、幹事会を開催し、その後8月
に八代市交通安全対策会議を開催し、第11次
八代市交通安全計画について、審議・決定する
ことを予定しておりましたが、まん延防止等重
点措置が適用されたことから、書面決議により
御審議いただき、9月に本計画策定とさせてい
ただきました。

(2)期間でございますが、令和3年度から
令和7年度までの5年間でございます。

2ページを御覧ください。

平成28年度から令和2年度までの第10次
八代市交通安全計画の成果について記載してお

ります。

1、道路交通の安全では、交通事故死者数を6人以下、交通事故死傷者数を550人以下とする目標に対し、死者数については、平成29年を除き達成、死傷者数については、計画期間中の全ての年において達成しております。

また、踏切道における交通の安全では、事故件数をゼロとする目標に対し、平成29年を除いて達成しております。

5ページをお開きください。

第1節、道路交通事故の現状では、第10次計画期間中の交通事故死傷者数などについてグラフ化しております。

6ページからは、第10次計画期間中における、高齢者が関わる死傷者数や、自転車乗車中の死傷者数、飲酒運転の状況など、道路交通事故の推移、特徴、課題などを示しております。

9ページをお開きください。

第2節、八代市交通安全計画における目標についてでございますが、10次計画までは、24時間交通事故死者数と交通事故死傷者数の目標設定となっておりますが、本計画における最優先の目標は死者数の減少であり、重傷者が発生する事故防止の取組が死者数の減少につながるとの考え方により、11次計画より、24時間交通事故死者数と交通事故重傷者数に国の目標項目が変更されました。

今回の八代市の11次計画におきましても、国、県の計画の目標、動向を踏まえるとともに、10次計画中の発生件数と人口推移、さらに目標年である令和7年の推定人口などを基に算定し、24時間交通事故死者数を4人以下、交通事故重傷者数を35人以下と設定いたしました。

10ページを御覧ください。

第2章、道路交通の安定についての対策でございます。

第1節、対策の視点と6つの柱を示してお

り、対策の視点として、今回新たに(1)対策の最重点として歩行者の安全確保が追加され、歩行者優先への意識改革や交通環境の整備等による歩行者の安全確保を最重点課題としております。

11ページをお開きください。

(2)対策の重点といたしまして、ア、高齢者及び子供の交通安全の確保、また、イ、自転車の安全利用の推進では、10月1日より義務化となった自転車損害賠償責任保険などの加入、及び新型コロナウイルス感染症に伴う新しい生活スタイルとして活用の増加が見込まれる自転車という表現を加えております。

15ページをお開きください。

第2節、道路交通安全についての施策についてでございますが、交通社会を構成する人間、車両など、交通機関及びそれらが活動する場としての交通環境という3要素の相互関連を考慮し、6つの柱として、項目ごとに対策について、国土交通省九州地方整備局、県南広域本部、八代警察署など関係機関及び市の関係部署が連携して推進していくことを示しております。

16ページに、1つ目の柱であります道路交通環境の整備として、(1)から(9)までの9つの項目を挙げております。

17ページをお開きください。

主な対策といたしましては、(1)生活道路などにおける人優先の安全・安心な歩行空間の整備として、通学路、生活道路、市街地の幹線道路などにおいて、子供や高齢者が安心して通行できるよう歩道を積極的に整備するなど、人の視点に立った交通安全対策を推進することとしております。

少し飛びまして、23ページをお開きください。

(3)交通安全施設等の整備事業の推進では、道路交通環境の改善による交通事故防止と

交通の円滑化を図ることとして、横断歩道の標識・道路標示などの適切な管理などについて。

26ページをお開きください。

(6) 自転車利用環境の総合的整備では、自転車の事故を減らすため、歩行者、自転車、自動車の適切な分離を図るなど、自転車利用環境の総合的な整備の推進を図ること。

28ページをお開きください。

(8) 災害に備えた道路交通環境の整備では、災害発生時における応急活動を迅速かつ安全に実施するための施策や、災害のおそれのある区間を回避、代替する道路の整備を推進することなどを示しております。

32ページをお開きください。

2つ目の柱であります交通安全思想の普及徹底では、(1) 段階的かつ体系的な交通安全教育の推進として、33ページより、幼児、小・中・高生、成人、高齢者、障害者、外国人等、心身の発達段階やライフステージに応じた交通安全教育を行い、関係機関・団体との連携を取りながら普及活動を推進することなどを示しております。

37ページをお開きください。

(2) 交通安全に関する普及啓発活動の推進では、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣づけることや、高齢者の交通事故防止意識の高揚のための広報活動をはじめ、横断歩行者の安全確保として、運転者に対しては、横断歩道手前での減速義務、歩行者優先義務の再認識を。歩行者に対しては、交通ルールの周知と、横断する際は手を上げるなど運転者に対して横断する意思を明確に伝え、安全の確認を行うことなど、自らの安全を守るための交通安全教育を推進することなどを示しております。

43ページをお開きください。

3つ目の柱、安全運転の確保では、今後も増加が予想される高齢運転者に対する教育等の充実及び運転免許証を返納しやすい環境の整備や

安全運転管理対策の推進、自動車運送事業者の安全対策の充実などを図ることを示しております。

46ページをお開きください。

4つ目の柱、車両の安全の確保の主な対策といたしましては、自動運転に関する広報啓発の推進と、自転車の点検整備や正しい利用方法、夜間の事故防止のためライトと反射材の普及を図ることなどを示しております。

48ページをお開きください。

5つ目の柱の救助・救急活動の充実では、救助・救急体制及び救急医療体制の整備を図り、事故現場から一刻も早い処置を実施するための体制整備や、事故現場での応急手当の普及等の推進について示しております。

52ページをお開きください。

6つ目の柱の被害者支援の充実と推進では、交通事故に関する市民相談窓口の充実を図り、被害者支援の推進、安心の確保に努めることや、近年、自転車加害者となり高額な損害賠償となるケースがあることから、自転車利用者の損害賠償保険等加入義務化の周知徹底及び加入促進などについて示しております。

56ページをお開きください。

第2部、踏切道における交通の安全についてでございますが、引き続き踏切事故発生ゼロを目指す目標を掲げまして、JR九州、肥薩おれんじ鉄道など事業者と連携し、踏切遮断機の整備や障害物探知装置等の整備、より事故防止効果の高い踏切道の整備を推進することなどを示しております。

なお、61ページから64ページに用語集を、65ページには八代市交通安全対策会議の委員名簿、66ページには同幹事名簿を掲載しております。

以上で、第11次八代市交通安全計画の説明をさせていただきました。今後、この計画に基づき、交通安全対策事業の充実や関係機関との

連携を図り、年間の24時間交通事故死者数を4人以下、交通事故重傷者数を35人以下という目標が達成できるよう努めてまいります。

以上で、簡単でございますが説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○委員長（古嶋津義君） 本件について、何か質疑、御意見等はありませんか。

○委員（堀 徹男君） 一旦停止のですね、マークがあったりします。止まれ。警察が担当している規制の（聴取不能）。その手前にですね、白線を引いて止まれの線があるわけですけど、それがですね、管轄が警察、県警察ということであるものですから、今、土木課のほうに言いますとですね、警察のほうに行つて仲介をしていただいて、対応していただいているんですけど、交通安全の観点からいけばですね、市とですね、県警察あたりのそのカウンターパートというとはこの部分になるのかなというのがあってですね。今、こういう計画が出されているんですけど、警察あたりへの交通規制係あたりへのですね、陳情とか要望の提出に当たっては、こちらの交通係のほうでもいいんでしょうかねというのが、一つちょっとお尋ねをしておきたいと思いました。警察に対応していただけるのか。

○市民活動政策課長（消費生活センター所長兼務）（吉井光博君） 道路で道路管理者が直接言われる場合もありますし、私どもに言っただけであれば、私どものほうから警察のほうへお伝えするというようなことをしています。（委員堀徹男君「はい、分かりました。ありがとうございました」と呼ぶ）

○委員長（古嶋津義君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（古嶋津義君） なければ、以上で第11次八代市交通安全計画についてを終了します。

執行部は御退出ください。

（執行部 退席）

○委員長（古嶋津義君） そのほか当委員会の所管事務調査について何かありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（古嶋津義君） なければ、以上で所管事務調査2件についての調査を終了します。

次に、閉会中の継続審査及び調査の件について、お諮りいたします。

当委員会の所管事務調査2件については、なお調査を要すると思いますので、引き続き、閉会中の継続調査の申し出をいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（古嶋津義君） 御異議なしと認め、そのように決しました。

以上で、本日の委員会の日程は全部終了いたしました。これをもって、総務委員会を散会いたします。

（午後0時10分 閉会）

八代市議会委員会条例第30条第1項の規定により署名する。

令和3年10月18日

総務委員会

委員長